

欧州ICTレポート

欧州の違法ダウンロード対策事情

藤田 清太郎

昨年6月、フランスで、音楽、映画、ゲームソフト等をネット上で違法にダウンロードすることを取り締まるための法律が施行されたが、その手続きや実効性に関して、現地では議論がまだまだ続いている。

まずEUの関連政策から振り返ってみたい。2009年に成立したEUの電子通信規制改革パッケージにおいて、電子通信ネットワークへ接続する権利は、EUの定める基本権の一部とされ、それを制限する措置は司法の検証等のプロセスを経なければ実施され得ないとされた。この「司法の検証」には、どの程度司法機関が関わるべきかが言及されていない。実際、この指令がいかに解釈され実施されるかは、加盟国の国内法に委ねられた。

フランスでは、08年6月に違法ダウンロードを規制する「アドピ法案」が提案された。スリープライク措置とも言われる段階的処罰措置を含み、違法ダウンロードを行った者に対し、行政機関が勧告メール、書留郵便を出し、それでも従わない場合は、行政機関の判断のみで強制的にインターネットへの接続を切断することを認める内容であった。

この法案の背景に、フランスのレコード店及び音楽、映画、テレビ等の産業団体の政治圧力があつたことは否定できない。彼らは、数年来続くCD/DVDの売上低下の原因はインターネットによる違法ダウンロードと見ている。事実、フランスの大手電化製品及びレコード販売店グループの「FNAC」の代表者が違法ダウンロード取締りを所掌する機関の設立と段階的処罰措置の実施の必要性を内容とする報告書を政府の依頼を受けて提出し、これが法案の原案となった経緯がある。

長い議論の末、法案では、違反者のアクセ

スを切断する権限は司法当局が有する、とされた。しかし、この司法当局の関与の程度に疑問を呈する声も多い。現在のところ、担当する司法官は、3人しか配置されていない模様だ。

報道によれば、昨年11月以降、当局が出した警告メールの数は1日2000通に上り、1度目の警告を受けた違反者の15%から謝罪や言い訳などの応答が寄せられているという。さらに今年1月からは第2段階に入り、反省の見られない違反者に対する2度目の警告(メールに加えて書留郵便も発送)が始まった。2月現在で、最終段階のアクセス切断に至った事例は出ていない。担当司法官は、「法律の評価を結論付けるにはまだ早すぎるが、警告の教育的効果は上がっている」と報道機関に回答している。

筆者は、この法律に反対する市民団体「クアドラチュール・デュ・ネット」にヒアリングした。同団体は、「司法当局の役割は行政機関が持つてくる書類に判子を押しだけのようなもので、政府が本当にアクセス切断まで踏み切れるのか疑問」としたうえで、もしアクセス切断が実施されれば、欧州人権裁判所にこの法律の無効を訴える所存だという。

その他の欧州の動きとしては、英国でフランスに似た段階的処罰措置(ISPを通して切断する内容)の法案が成立し、2011年中に施行される見通しである。欧州で最も違法ダウンロードが多いとも言われているドイツは、現在のところ英仏のような強制的な措置の導入には否定的なものの、警告通知の有効性については検討を行うつもりようだ。

当のフランス政府も今後実態に合わせた制度の修正もあり得ると言及しており、欧州で違法ダウンロード規制がどのように定着するのかは、まだまだ予断を許さない。

※本稿は、筆者の個人的見解である。

※本コラムは欧州在住の6氏によるリレー連載です。